

令和4年6月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年6月8日（水）午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
10番 早瀬委員 11番 小路委員 12番 内藤委員
13番 川端委員 14番 五十川委員 15番 角田委員
16番 谷内委員 17番 金谷委員

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

6. 事務局職員

事務局長 木下 明紀

事務局 仲村 将樹

高木 俊秀

7. 署名委員

中辻委員 中尾委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和4年6月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

本日は全員出席で、定数に達しておりますので、定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

中辻委員、中尾委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は4件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【吉田委員】

5月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、太井川一方通行の道から約400m北側の農地で、現在はぶどうが作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、以前から利用権の設定をされており、今回更新と

なります。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は川端委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【川端委員】

5月30日に事務局と現地確認しました。

場所は、葉室集会所から約100m北側の農地で、現在はブルーベリーが作られている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、以前から利用権の設定をされており、今回更新となります。以上です。

続きまして、議案書の1ページ3番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は三浦委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【三浦委員】

5月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、鹿向谷大橋から約200m東側の農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、東大阪市で運送業者を営んでいる借り手が新規事業として農業事業へ参入するため貸し手と賃貸借されるものです。会社の中で、太子町出身で農業経験がある方がいらっしゃるため、太子町で農地を探されておりました。以上です。

続きまして、議案書の2ページ4番をご覧ください。(議案書説明) 現地確認は角田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【角田委員】

5月27日に事務局と現地確認しました。

場所は、妙見寺橋から約50m西側にあり、現在はぶどうの棚があります。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、前回の定例会案件で借り手が高齢のため合意解約された貸し手が、町内でぶどう栽培をされている借り手と新たに利用権の設定をされるものです。以上です。

【会長】

議案第 1 号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第 1 号の 1 番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第 1 号の 2 番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第 1 号の 3 番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第 1 号の 4 番について採決いたします。

本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第 2 号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第 2 号の譲受人が内田委員の家族の方であるため、退席願います。

(内田委員退席)

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は1件です。議案書の3ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は、吉田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【吉田委員】

5月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、梅川橋から約150m北側の土地で現在は木が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、譲渡人が、隣接地に住宅を持たれている譲受人に所有権移転するものです。現在の木を少しずつ伐採し、みかんの苗を植える予定です。

【会長】

議案第2号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

無いようですので、議案第2号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

(内田委員着席)

他にございませんか。無いようですので、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の4ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は植木委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【植木委員】

5月24日に事務局と現地確認しました。

場所は、西方院の東側の土地で、現在は碎石が敷かれている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、譲受人が西方院の参拝者向けの駐車場として利用するため所有権移転するものです。よろしくお願いいたします。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告は、1件です。議案書の5ページをご覧ください。（議案書説明）

尚、本件は相続による権利取得の届出であり、転用等の農地法審議案件には該当しない為、位置図等は添付しておりません。現地確認は事務局で行いました。

【会長】

報告第2号について、何か質問はありませんか。

・・・【質問対応】

他にございませんか。

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・次回、大阪府農と緑の総合事務所地域政策室参加
（大阪農政アクションプランの説明）する件
- ・岩井さん なにわ農業賞の件
- ・人、農地プラン畑地区で実施する件
- ・活動記録作成のお願い

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 7月8日 金曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。以上で、6月の定例会を閉会します。

署名委員

署名委員